

特定非営利活動法人 KUSC 旅費規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人 KUSC (以下、当法人という。) は、当法人の社員及び役職員が、会議出張その他の用務のための出張する場合の旅費、国外旅行に付随する経費の取扱いについて、以下のとおり旅費規程を定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、付随する経費、日当及び宿泊料とする。

(旅費の支払)

第3条 国内旅費は、出張の都度、通貨をもって、直接当該役員等にその全額を支払うものとする。

2 国外出張の旅費は、原則として、指定した旅行代理店等に支払うものとする。ただし、当該役員等が負担した金額については、通貨をもって、直接当該役員等に支払うものとする。

3 理事会、委員会に出席した場合の役員等の旅費については、一回につき 2,000 円の定額とし、半期ごとに支払うものとする。

4 前項の旅費の支給を受けたものは、第2章国内旅費の規定は適用しない。

5 旅費の申請は、会長の承認を得るものとする。

(特別支給)

第4条 本会は、理事長が特別の事情があると認めた場合には、この旅費規程にかかわらず、特別の旅費を支給することができる。

第2章 国内旅費

(国内旅費の計算)

第5条 本会は、役員等が会議出席その他の用務ため、その役員等の住所所在地の市町村の区域を一時離れて出張する場合には、この章の規定により、国内旅費を支給する。

(国内旅費の計算)

第6条 旅費は、役員等の住所所在地の最寄の駅から用務地の最寄の駅までの往復について、最も合理的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、用務の必要上又は天災やその他やむを得ない事情による場合には、その実費とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

2 旅客運賃は、その時乗車に要する運賃とする。

3 急行料金は、急行列車（特別急行列車及び普通急行列車をいう。以下同じ。）を運行する線路により、片道 100 キロメートル以上の出張をする場合において、乗車できる当該

列車に応じ、次の各号による。

- (1) 特別急行列車及び新幹線に乗車できるときは、当該特別急行料金
- (2) 前号に該当しないときは、普通急行料金

4 座席指定料金は、座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行をする場合の座席指定料金とする。

(航空賃)

第8条 航空賃の額は、航空運賃（航空送迎バスの乗車賃を含む。）による。

(船賃)

第9条 船賃の額は、旅客運賃による。

(車賃)

第10条 車賃の額は、役員等の住所所在地から最寄の駅又は最寄空港若しくは送迎バス発着所までの1往復及び用務地の最寄り駅又は最寄の空港若しくは送迎バス発着所から用務地までの1往復の公共交通機関の運賃とする。ただし、やむを得ない事情によりタクシー等を利用した場合は、その実費とする。

(日当)

第11条 日当の額は、役員等の住所所在地の最寄の駅から用務地の最寄の駅までのキロ程に応じ、次の各号による。

- (1) キロ程 50 キロメートル未満の場合は、一日 2,000 円
- (2) キロ程 50 キロメートル以上の場合は、一日 3,000 円

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、次の各号により、用務地に宿泊する場合において支給し、その額は宿泊する日数に応じ、一泊につき 13,000 円とする。ただし、あらかじめ宿泊施設が定められている場合は、その実費を支給する。

- (1) 用務が2日以上にわたり、用務地に宿泊する場合
- (2) 会議時間延長等のため、当日の夜、用務地に宿泊する場合
- (3) 早朝会議等のため、前日の夜、用務地に宿泊する場合
- (4) その他やむを得ない事由により、用務地に宿泊する場合

第3章 国外旅費

(国外旅費の支給)

第13条 本会は、役員等が会議出席その他用務のため、国内を一時的離れて出張する場合には、この章の規定により、国外旅費を支給する。

2 国外出張のための国内の移動にかかる旅費については、第2章の規定を準用する。

(国外旅費の計算)

第14条 国外旅費は、この章に別段の定めがある場合を除き、第2章の規定を準用する。

(鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃)

第15条 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃は実費とする。

(宿泊料)

第 16 条 宿泊料の額は、食事代及び税・サービス料を含む実費とする。

(必要経費)

第 17 条 国外出張に必要な経費として、次の各号に該当する実費を支給することができる。

(1) 通信費

(2) 旅券交付手数料、査証手数料、予防注射料、入国税、外貨購入手数料及びこれに類する費用

(3) その他必要と認められる費用

(海外旅行障害保険)

第 18 条 国外出張する役員等は、海外旅行傷害保険に加入するものとし、当該保険料は、本会が負担する。

第 4 章 雑則

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 22 日から施行する。